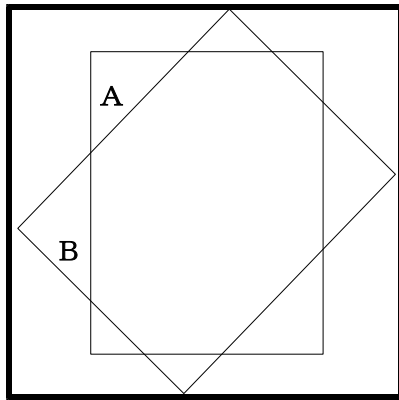


場外離着陸場 設置基準

事務処理基準抜粋 平成23年10月改正

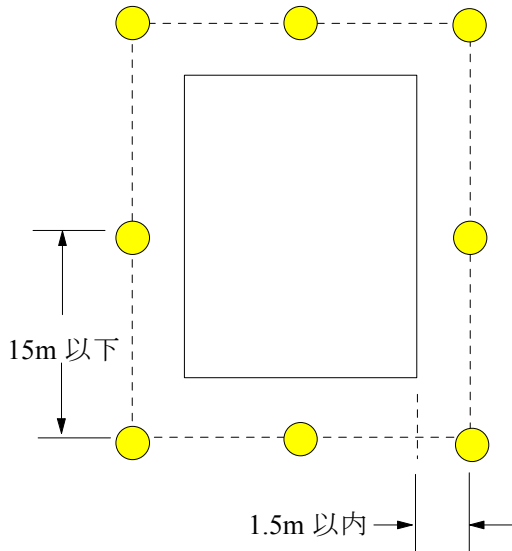
名 称	設 置 の 基 準	配 置	灯 光 等	光 度 等
飛行場灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する回転翼航空機の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方の全ての方向から見えるように設置すること。	航空白の閃光 閃光回数は1分間に30～60回。	実効光度 3.800カンデラ以上。
風 向 灯	必 要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも300mの上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものを設置すること。風向指示器は、長さ2m以上、径0.6m～0.2m以上であること。		
着陸区域 照明灯	①屋上の場合必要。 ②進入方向が交差する場合で、2方向の離着陸地帯を包括する区域の強度が一定でない場合に必要。 (図1)	離着陸地帯の周辺であって、航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	航空可変白の不動光。	離着陸地帯の中心における法線照度10ルクス以上。
境 界 灯	必 要。	離着陸地帯の境界線から1.5m以内で15m以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること(図2)。 2方向の離着陸地帯の場合は、包括する矩形に同様に設置すること(図3)。	航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	10カンデラ以上。
境界誘導灯	①周囲の状況から進入方向の確認が困難場合に必要。 ②進入方向が交差する場合に必要。 ③進入方向が一方の場合に必要。	①離着陸経路と離着陸地帯の境界線とが交差する付近から6m以内でその経路に直交する直線上に離着陸経路に対し対称に3m以下のほぼ等間隔に3灯以上設置すること(図4)。 ②交差する進入経路の場合、片側に3灯以上、他の側に5灯以上設置すること。 進入側の離着陸地帯の境界線から6m以内に設置すること、包括する矩形の境界灯の内側となる場合には、当該境界灯から外側1.5m以内に設置すること(図5)。 ③一方向進入の場合、その方向のみに3灯以上設置すること(図6)。	航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	境界灯の光度の50%以上。
点灯の基準				着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りではない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続すること。

図1 着陸区域照明灯の設置基準



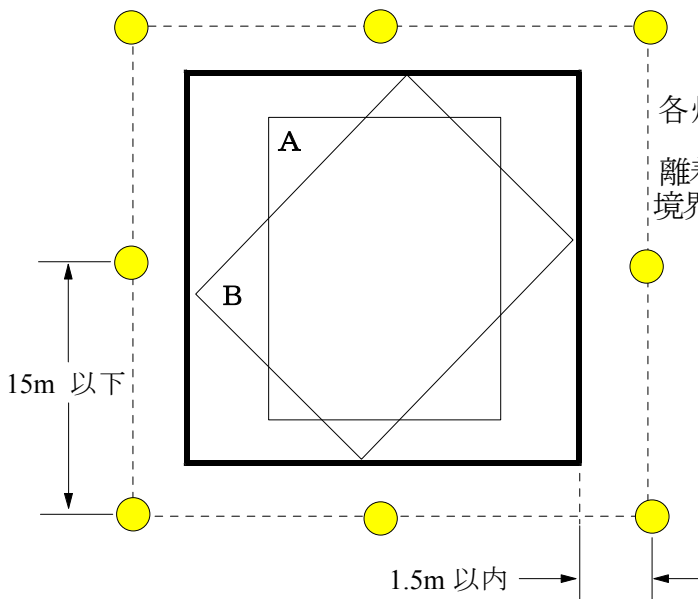
離着陸地帯 A 及び B を包括する区域 (太線内) の強度が一定でない場合に設置

図2 境界灯の設置基準 (進入離脱方向が180° 直線の場合)



各灯火の間隔は 15m 以下、境界灯と離着陸地帯の間隔は 1.5m 以内

図3 境界灯の設置基準 (進入離脱方向が2方向交差の場合)



各灯火の間隔は 15m 以下
離着陸地帯 A 及び B を包括する区域 (太線内) と境界灯の間隔は 1.5m 以内

図4 境界誘導灯の設置基準（進入離脱方向が180° 直線の場合）

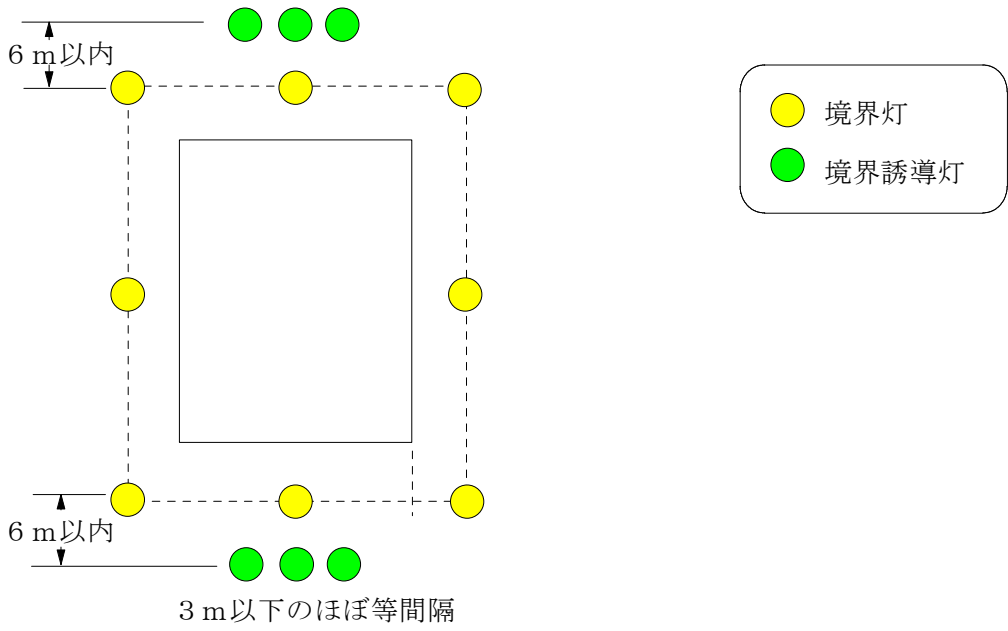


図5 境界誘導灯の設置基準（進入離脱方向が2方向交差の場合）

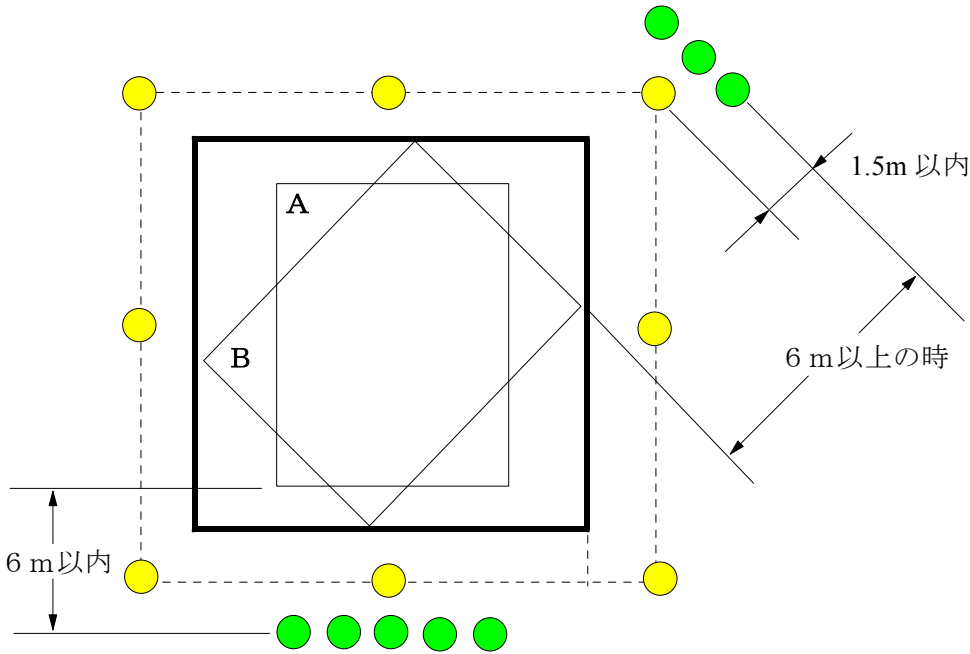


図6 一方向進入の場合

